

日 時	令和2年11月12日(木) 10:00~10:30 第9回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、技監、鶴見区長、温暖化対策統括本部長、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事
欠席者	市民局長
議 題	1 企業立地促進条例適用期間終了後の対応について【経済局】
議 事 要 旨	<p>1 企業立地促進条例適用期間終了後の対応について</p> <p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の企業立地促進条例は、今年度末で3年間の適用期間が終了する。コロナ禍で冷え込んだ経済の再生が求められる今、企業立地の取組は、市内の経済活動を活性化させる効果が期待できることから、条例を改正し、期間を3年間延長する。 ・ また、みなとみらいをはじめ、都心部に立地可能な場所が少なくなってきたことや、コロナ禍により企業の立地動向やニーズに変化が生じていることから、できる限り多くの企業の投資意欲を喚起し、市域への投資機会を創出することが重要との考えから、支援内容の見直しも併せて実施する。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に定める「企業立地等促進特定地域」に該当しない地域（特定地域外）について、支援対象を既存企業の再投資にも拡大する。 ・ 中小企業の固定資産取得支援について、地域に関わらず助成率を10%とする。 ・ 固定資産取得支援について、都心部以外の地域で助成率を引き上げる。 ・ テナントとして本社等を設置する場合の支援について、従業者数100人未満の中規模の支援枠を新設する。 ・ 賃貸業務ビルの建設支援対象地域を拡大する。 ・ 申請事業者に対して温暖化対策統括本部との連携協力を求める。 <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の脱炭素化実現を推進するためにも、立地場所や企業規模に加え、脱炭素化の実現に向けた企業姿勢を求めることは望ましい。 ・ みなとみらい地区では研究開発機能などの集積が進んできており、誘致する土地がなくなっているが、引き続き立地促進を図る必要がある。 <p>【結論】 <u>主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。</u></p>